

新卒者の採用を
検討されている
事業主の皆様へ

2026年2月1日から

求人者マイページにより申込開始

2027年3月 卒業予定者対象

大卒等求人申込みのご案内

ハローワークでは、2027年3月に大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設卒業（修了）予定者（以下「大卒等」といいます。）を対象とした求人票について、求人者マイページによる申込みを2026年2月1日（日）から開始します。

将来、企業や地域の発展につながる若い人材確保のため、早期に採用計画をご検討のうえ、一人でも多くの学生に応募機会を提供いただきますようお願いいたします。

申込み手続きの流れ



2026年
2月1日以降
求人申込み

- 大卒等求人申込みは、**管轄のハローワークもしくはハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設し**、求人申込みの手続きをしてください。
- 大卒等求人は、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も応募可能とさせていただきますようお願いいたします。（※1 「指針」第二の三（一）に基づく）
- ※ 既卒者の応募が可能で、**通年採用（入職時期を限定しない）**が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

2026年
4月1日以降
求人公開

- 求人票**は新卒応援ハローワークやハローワークで公開するとともに、ご希望によりインターネットを通じて全国の各学校・学生に情報提供します。
- ※ 早期（翌年4月を待たず）に就職を希望する既卒者に対しては、既卒採用が可能であり、かつ、**通年採用（入職時期を限定しない）**が可能な求人については、求人公開開始前であっても、ハローワークからの紹介を可能としています。

2026年
6月1日以降
応募・問合せ

- 求人への応募は、ハローワークからの紹介もしくは学生自身が直接事業所へ応募・問い合わせることになりますので、ご対応をお願いします。
- ※ 学生が直接応募した場合は、最寄りのハローワークで紹介状の交付を受けるよう指示をお願いします。

面接・選考

- 応募者本人の適性・能力を基準とした**公正な採用選考**を行ってください。

2026年
10月1日以降
採用内定

- 正式内定は、政府の「就職・採用活動に関する要請」、大学側「申合せ」に基づき**10月1日以降**をお願いします。
- また、応募終了の際は、求人をお申込みいただいたハローワークにご連絡をお願いします。

春季一括採用とともに、通年採用や秋季採用の導入等についても積極的なご検討をお願いいたします。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期

【広報活動】

卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

【選考活動】

卒業・修了年度の6月1日以降

詳しくはこちらから

●就職・採用活動に関する要請（内閣官房ホームページ）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2026nendosotu/index.html

※1 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）」